

～災害に強いまちづくりをめざして～

福生市は 旧耐震基準木造住宅の 耐震化を支援します

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅は、震度5強程度の地震で倒壊しないよう設計されていますが、震度6以上の地震に対して十分な強度を備えていない可能性があります。

また、平成7年に発生した阪神淡路大震災のほか、近年各地で発生する地震では最大震度7を記録しており、各地で住宅耐震化の取組が進められています。

福生市では、旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断、耐震改修等（建物の耐震改修または建物の建替え）にかかる費用の一部を助成する制度により耐震化を支援しています。

木造住宅耐震診断助成金（限度額10万円）

福生市内の昭和56年5月31日以前に新築された木造2階建て以下の戸建て住宅について耐震診断を行う場合、費用の3分の2以内で限度額10万円を助成します。

《注意》

- ・市が指定する診断機関による耐震診断であること
- ・市税の滞納がないこと
- ・他に同様の助成金を受けていないこと

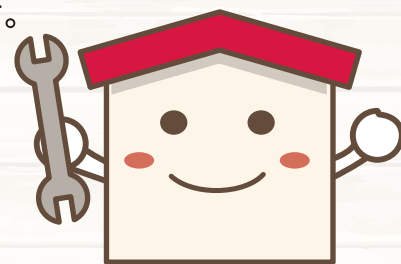


木造住宅耐震改修等助成金（限度額115万円）

福生市内の昭和56年5月31日以前に新築された木造2階建て以下の戸建て住宅で、診断機関による診断の結果、評点1.0未満である住宅の耐震改修または建替えを行う場合、費用の5分の4の範囲で限度額115万円を助成します。

《注意》

- ・建物の除却のみは対象外
- ・建築基準法に違反している建物は、耐震改修等により是正されること
- ・市税の滞納がないこと
- ・他に同様の助成金を受けていないこと



ほかにも要件がありますので、助成を希望する方は事前にお問合せください。

問合せ 都市建設部 まちづくり計画課 計画係
☎ 042(551)1952



～住宅に関連する助成・事業のご案内～

福生市では、木造住宅の耐震助成制度のほか、住宅に関連する様々な助成制度を実施しています。

※助成額や要件等の詳細は、次のホームページまたは直接お問い合わせください。

ブロック塀等安全対策促進事業助成金制度

市で定める避難路に面していて、倒壊の恐れのあるブロック塀等の建替えや除却費用の一部を助成します。

ひまちづくり計画課計画係 042(551)1952



空き家除却助成制度

昭和56年5月31日以前に着工された住宅で1年以上空き家となっている居住用途の住宅を除却する場合、費用の一部を助成します。

ひまちづくり計画課住宅係 042(551)1961



子育て支援住宅整備助成事業

東京都が認定する「東京こどもすくすく住宅」のうち、セーフティモデルの集合住宅を新たに整備する場合、費用の一部を助成します。

ひまちづくり計画課住宅係 042(551)1961



優良住宅取得推進事業

新築の長期優良住宅を取得した子育て世帯に対し、固定資産税・都市計画税相当額を課税初年度から最長5年間助成します。

ひまちづくり計画課住宅係 042(551)1961



その他

東京都では、耐震化に関する様々な情報を発信しています。

東京都耐震ポータルサイト

URL:<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>

